武蔵村山市告示第９９号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「準用地方税法」という。）第２０条の２及び武蔵村山市後期高齢者医療に関する条例（平成２０年武蔵村山市条例第２１号）第６条の規定により、下記書類が送達不能のため、公示送達する。

なお、この書類については、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月２０日

武蔵村山市長　山　崎　泰　大

記

１　送達を受けるべき者の氏名

氏　名	住　所	文　書
四海　志郎	－	高齢者の医療の確保に関する法律第１０７条の規定に関する文書

２　注意事項

準用地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して、７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。